

イオン少額短期保険の現状

第20期 2025年度（令和7年度）決算



イオン少額短期保険株式会社

ごあいさつ

平素よりイオン少額短期保険株式会社をご愛顧、ご支援いただき、厚く御礼申し上げます。

私たちイオン少額短期保険株式会社は、イオングループの一員として、より身近に感じていただける保険商品を提供し、「保険を通じてお客さまの日々の生活と未来に安心を提供し続け、社会の安定と発展に貢献する」を経営理念に掲げ、その実現に努めております。

当社は、「お客さま本位の業務運営」を経営の根幹に据え、お客さまの声に真摯に耳を傾けながら、お客さまの立場に立った商品・サービスの提供に取り組んでまいりました。お客さま一人ひとりの不安や課題に寄り添い、その期待にお応えできるよう、商品の開発・改善やサービス品質の向上に継続して努めております。

また、お客さまからいただくご意見やご要望を真摯に受け止め、業務運営の改善につなげることで、より信頼いただける保険会社を目指してまいりました。今後も、お客さま本位の業務運営を実践し、安心してご利用いただける商品・サービスの充実に努めてまいります。

本誌では、当社の経営状況や事業活動、お客さま本位の業務運営に関する取組みなどをご紹介します。皆さまに当社へのご理解を深めていただく一助となれば幸いです。

これからも、お客さまから信頼され、選ばれ続ける保険会社を目指し、役職員一同、一層の努力を重ねてまいります。引き続き、イオン少額短期保険株式会社への変わらぬご愛顧とご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2026年 7月

代表取締役社長 中山 浩子

会社の概要 (2026年3月31日現在)

- 商号 イオン少額短期保険株式会社
- 所在地 東京都文京区本郷一丁目10番地9号
- 設立 2007年1月
- 資本金 5.3億円 (資本準備金5億円)
- 登録番号 関東財務局長(少額短期保険) 第6号
- 役員・従業員数 17名 (役員4名 従業員13名)

目次

I. 会社の概要および組織

1. 経営理念	4
2. 経営方針	4
3. 沿革	4
4. 経営の組織	4
5. 株式・株主の状況	5
6. 役員の状況	5

II. 主要な業務の内容

1. 取扱商品	6
2. 保険の募集方法について	10
3. 保険金のお支払いについて	10

III. 業務運営に関する事項

1. お客さま本位の業務運営に関する取組方針	11
2. 業務の適正を確保するための体制	12
3. リスク管理体制について	14
4. 法令遵守体制について	15
5. 個人情報の取扱いについて	16
6. 反社会的勢力に対する基本方針	22
7. 指定紛争解決機関について	22
8. 健康経営の取組について	22

IV. 主要な業務に関する事項

1. 2025年度経営環境と事業概況	23
2. 直近の3事業年度における主要な事業の状況を示す指標	25
3. 直近の2事業年度における事業の状況	26
4. 責任準備金の残高の内訳	32

V. 財産の状況

1. 計算書類	33
2. 保険金等の支払能力の充実の状況	42
3. 取得価額または契約価額、時価および評価損益	42
4. 計算書類の会計監査人の監査	42

I. 会社の概要および組織

1 経営理念

イオン少額短期保険は、保険を通じてお客さまの日々の生活と未来に安心を提供し続け、社会の安定と発展に貢献します。

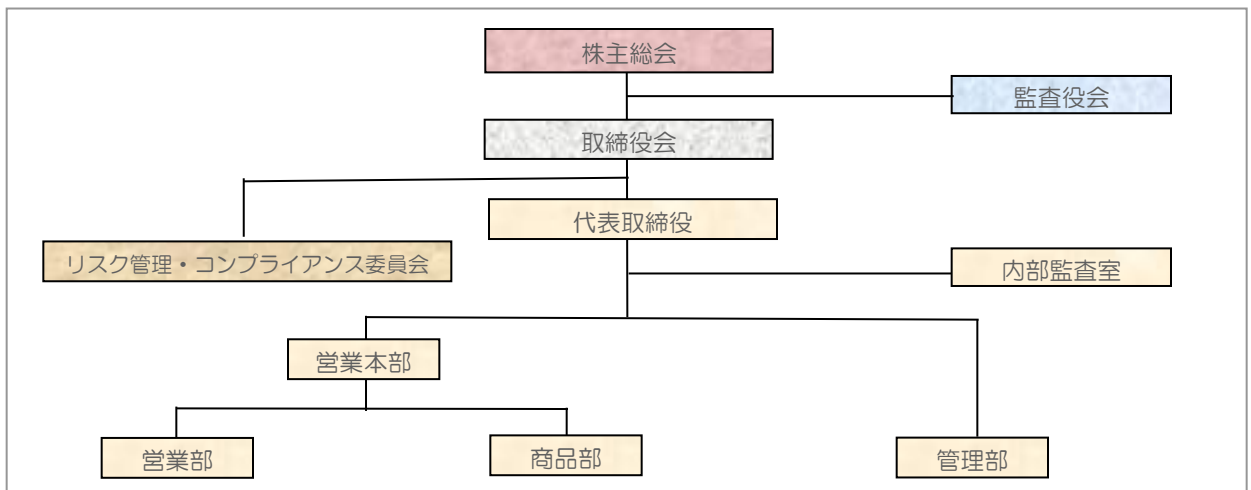
2 経営方針

- お客さまにご満足いただける、わかりやすい商品ときめ細やかなサービスを提供します。
- お客さまに信頼していただける、健全な組織体制・財務体制を維持します。
- 社員が個性を活かし、能力を発揮しつつ、一致団結して会社の目標を達成します。

3 沿革

- 2007年 1月 三菱商事株式会社およびエーオン アフィニティー ジャパン株式会社（現エーオン ジャパン株式会社）の出資により、MC少額短期準備株式会社を設立
- 2007年 11月 少額短期保険業登録を完了、同日付にて少額短期保険業を開始
- 2007年 12月 MC少額短期保険株式会社に社名を変更
- 2009年 2月 家財保険販売開始
- 2010年 7月 イオンクレジットサービス株式会社（現イオンフィナンシャルサービス株式会社）、イオン保険サービス株式会社が主要株主となる
- 2010年 9月 イオン少額短期保険株式会社に社名を変更
- 2010年 12月 事務所を千代田区神田錦町一丁目2番地1に移転
- 2011年 8月 事業用動産保険販売開始
- 2014年 3月 「イオンのペット保険」をイオンカード会員専用商品として販売開始
- 2016年 4月 事務所を千代田区神田錦町三丁目22番地に移転
- 2018年 10月 「イオンの家財保険賃貸プランwideプラス」を販売開始
- 2020年 2月 「イオンの新家財保険」を販売開始
- 2021年 6月 「健康増進型医療保険」を販売開始
- 2022年 9月 「自転車費用保険」を販売開始
- 2023年 5月 事務所を東京都文京区本郷一丁目10番9号に移転
- 2023年 10月 「イオンのスマホ保険」を販売開始
- 2024年 6月 「ペット保険」を株式会社FPCへ包括移転

4 経営の組織（2026年7月1日現在）



- 住所: 〒113-0033 東京都文京区本郷一丁目10番9号
TEL: 03-6778-5530（代表）
支店はありません。

5 株式・株主の状況（2026年3月31日現在）

■ 株式数・株主数

- 株式数 発行可能株式の総数： 38,400株
発行済株式の総数： 25,600株
- 当年度末株主数：2名

■ 主要な株主の状況

株主の氏名又は名称	持株数等	持株比率
イオンフィナンシャルサービス株式会社	24,040株	93.9%
イオン保険サービス株式会社	1,560株	6.1%

6 役員の状況（2026年7月1日現在）

役職	氏名
代表取締役社長	中山 浩子
取締役	中西 和幸
取締役	角谷 修一
監査役	錦見 芳生
監査役	牧 和男
監査役	岩瀬 育一

Ⅱ. 主要な業務の内容

1 取扱商品

■ 販売商品

- 当社は“暮らしを支える手軽な保険”として、「個人生活総合保険」「スマホ保険」を販売しております

家財（生活用動産）保険

本保険の保険金の種類、支払事由、支払金額および支払限度は、次の表のとおりとします。

保険金の種類	支払事由	支払金額
(1) 家財損害保険金	次の事由により家財が損害を被った場合 1. 火災 2. 落雷 3. 破裂または爆発 4. 台風、旋風、暴風、暴風雨等の風災、 ひょう災または豪雪、なだれ等の 雪災 5. 建物外部からの物体の落下、飛来、 衝突、または倒壊 6. 給排水設備に生じた事故または 被保険者以外の者が占有する戸室で 生じた事故に伴う漏水、放水または 溢水による水濡れ 7. 騒じょうおよびこれらに類似の集団 行動または労働争議に伴う暴力行為 もしくは破壊行為	損害の額（ただし、1事故につ き保険証券記載の支払限度額 を限度とします。）。 なお、損害の額は再調達価額 により支払いますが、貴金属 等については、損害の額を時 価額にて計算し、1個または1 組の損害の額が30万円を超 える場合は、その損害の額を 30万円とします。
(2) 家財盗難保険金	家財の盗難、盗難によるき損、汚損	損害の額。ただし、1事故につ き保険証券記載の家財盗難保 険金支払限度額（50万円 円）を限度とします。
(3) 通貨・預貯金 証書盗難保険金	借用住居内における生活用通貨および小 切手または預貯金証書の盗難	損害の額。ただし、1事故につ き保険証券記載の通貨盗難保 険金支払限度額（20万円） を限度とします。
(4) 持出家財保険金	家財のうち、被保険者あるいは配偶者等 によって借用住居から一時的に持ち出さ れた家財に、日本国内の他の建築物内 において上記の家財損害保険金あるいは家 財盗難保険金の事故が発生した場合	損害の額。ただし、1事故につ き保険証券記載の家財盗難保 険金支払限度額（50万円） を限度とします。
(5) 水害保険金	台風、暴風雨、豪雨等によるこう水、高 潮、土砂崩れ等の水災によって、家財に 再調達価額の30%以上の損害が発生し た場合	損害の額の70%。ただし、 保険証券記載の水害保険金支 払限度額を限度とします。
(6) 臨時費用保険金	上記(1)家財損害保険金が支払われる場 合	家財損害保険金の30%に相 当する金額。ただし、保険証 券記載の臨時費用保険金支払 額を限度とします。
(7) 残存物取り片づけ 費用保険金	上記(1)家財損害保険金が支払われる場 合で、かつ損害を受けた保険の目的の残 存物の取り片づけに必要な費用を支出し た場合	実額。ただし、(1)家財損害保 険金の支払額の10%を限度 とします。

(8) 失火見舞金保険金	借用住居から発生した火災、破裂または爆発により、第三者の所有物に滅失、き損、汚損の損害が発生した場合	損害の額。ただし、1 被災世帯あたり、保険証券記載の失火見舞金支払限度額とします。
(9) 修理費用保険金	家財損害保険金および家財盗難保険金の事故により、借用住居に損害が生じた場合で、かつ借用住居の賃貸借契約に基づき、被保険者または配偶者等の費用で現実に修理された場合	家財損害保険金の30%に相当する金額。ただし、保険証券記載の臨時費用保険金支払額を限度とします。
(10) 遺品整理費用保険金	被保険者または配偶者等が死亡したことにより、借用住居の賃貸借契約が終了する場合で、かつその死亡した者に代わって遺品整理を行うべき者が遺品整理のための費用を支出した場合	実額。ただし、50万円を限度とします。
(11) 借家人賠償責任保険金	借用住居が被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次に掲げる事故により、滅失、き損または汚損した場合において、被保険者が貸主に対して法律上の賠償責任を負担することによって損害を被った場合に、借家人賠償責任保険金をお支払いします。 ①火災 ②爆発または破裂 ③給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水による水濡れ	法律上の損害賠償金のほか、当社の書面による同意を得て支出した訴訟等に要した費用や示談交渉費用等。
(12) 個人賠償責任保険金	被保険者が保険期間中に日本国内において発生した次の各号に掲げる偶然な事故により、他人の身体の障害または財物の滅失、き損もしくは汚損（財物の損壊）に対して、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被られた場合、個人賠償責任保険金をお支払いします。 ①保険証券の本人欄に記載される者の居住の用に供される保険証券記載住宅の所有、使用または管理に起因する事故 ②被保険者の日常生活に起因する事故	法律上の損害賠償金のほか、当社の書面による同意を得て支出した訴訟等に要した費用や示談交渉費用等。

自転車費用保険

本保険の保険金の種類、支払事由、支払金額および支払限度は、次の表のとおりとします。

保険金の種類	支払事由	支払金額	支払限度
(1) 自転車盗難費用 保険金	保険期間中に対象自転車が盗難された場合に、被保険者が負担する自転車の再取得費用等に対して、盗難費用保険金を支払う。ただし、保険契約者または被保険者が損害の発生を知った後ただちに警察署あてに盗難の被害の届出をし、受理されたことを条件とする	5千円（定額） ※保険金の受取方法は、保険金が提携する会社で使用できる保険金相当額のクーポンかのいずれかを被保険者が選択可能	保険期間中の支払は1回を限度（盗難費用保険金を支払った時には、その原因となった損害の発生したときに保険契約は終了する）
(2) 自転車修理費用 保険金（パンクのみ）	保険期間中に対象自転車のタイヤがパンク（※）した場合に、被保険者が負担する修理費用等に対して、修理費用保険金を支払う。 （※）不測の事故により、タイヤが損傷しタイヤの空気が抜けることをいう	1回の事故につき1千円（定額） ※保険金の受取方法は、保険金が提携する会社で使用できる保険金相当額のクーポンかのいずれかを被保険者が選択可能	保険期間中の支払は2回を限度

スマホ保険

本保険の保険金の種類、支払事由、支払金額および支払限度は、次の表のとおりとします。

保険金の種類	支払事由	支払金額	支払限度
(1) 修理費用保険金 (2) 修理不能保険金 (基本補償)	(1) 保険期間中に生じた破損、汚損または故障によって補償対象スマホに損害が生じ、被保険者が修理費用を負担した場合 (2) 保険期間中に生じた破損、汚損または故障によって補償対象スマホに損害が生じ、修理不能となった場合 ※水濡れ事故による損害は補償されません。	保険金額は1.5万円、2.5万円、5万円より選択 (自己負担額3千円) 補償対象スマホの購入金額が不明な場合には、損害発生直前の状態の対象スマホと同等なスマホを再取得するのに要する金額	保険期間を通じてお支払いできる保険金の総額は10万円までとなります。
(2) 盗難・紛失保険金 (オプション補償)	保険期間中に補償対象スマホに盗難または紛失が生じた場合	保険金額は1.5万円、2.5万円、5万円より選択 (自己負担額3千円) 補償対象スマホの購入金額が不明な場合には、損害発生直前の状態の対象スマホと同等なスマホを再取得するのに要する金額	保険期間を通じてお支払いできる保険金の総額は10万円までとなります。

2 保険の募集方法について

- 保険の募集方法
 - ・ 保険の募集は、主に少額短期保険募集人による代理店募集と、WEB申込等を中心とする直接販売方式により行われております。
- 保険募集体制
 - ・ 当社の少額短期保険募集人については、少額短期保険募集人の資格の取得に加え、商品研修および商品販売に関するコンプライアンス事前研修を義務付けております。あわせて、定期的な継続研修プログラムにより、適切な募集体制の維持・管理を図っております。
- 勧誘方針
 - ・ 当社は、保険業法、金融商品の販売に関する法律、消費者契約法、個人情報保護に関する法律、その他関係法令などを遵守し以下の勧誘方針に基づく販売活動に努めます。

お客さまへの保険販売・勧誘にあたって

勧 誘 方 針

- 当社は、保険業法、金融商品の販売に関する法律、消費者契約法その他関係法令などを遵守し以下の基本方針に基づく販売活動に努めます。
- 当社は、お客さまのニーズに沿った商品のご案内に努めます。
- 当社は、主として代理店およびインターネットを通じてお客さまに当社商品を販売しております。
- 当社は、お客さまに当社商品の内容を正しくご理解いただけるわかり易い説明に努めます。
- 当社は、お客さまからのお問い合わせには、迅速・適切・丁寧な対応に努めます。
- 当社は、万が一保険事故が発生した場合には、迅速かつ適正な保険金支払いに努めます。
- 当社は、お客さまの個人情報の適切な取り扱い・プライバシーの保護に努めます。
- 当社は、お客さまのご意見ご要望を真摯に受け止め、これらを反映した販売活動の推進に努めます。

3 保険金のお支払いについて

- 保険金のお支払体制について
 - ・ 当社は、保険金支払い体制を強化し、迅速かつ適切な保険金のお支払いに努めています。
- 保険金請求センターの設置
 - ・ 保険金の請求や相談の専用窓口として保険金請求センターを設け、フリーダイヤルにて専門のスタッフが丁寧に対応し、サービスの向上に努めています。
- 支払査定および事実確認の体制
 - ・ 保険金のお支払いの可否の判断にあたっては、事実関係の調査・確認を充分に行う体制をとっています。
- 保険金の支払漏れの防止について
 - ・ 当社では、保険金の支払漏れの防止策として、保険金請求のお客さまには、お客さまの全補償内容をご案内させていただき、ご連絡をいただいた内容以外にお支払いすべき補償内容がないか、あるいは契約継続のご案内時に保険事故発生の有無をご確認いただくようにしています。

Ⅲ. 業務運営に関する事項

1 お客さま本位の業務運営に関する取組方針

イオン少額短期保険株式会社は、保険を通じてお客さまの日々の生活と未来に安心を提供し続け、社会の安定と発展に貢献することを経営理念として事業を展開しています。お客さまを中心とした業務運営の実践こそが、この経営理念を実現するものであります。より身近で親しみやすいサービスを提供する企業として、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」掲げ、本方針に沿った業務運営を行い、お客さまの生活文化の向上を目指しています。

(1) お客さまの声を活かした業務運営

「お客さま中心」の理念に基づき、お客さまからいただいた様々な声を、サービス向上や、業務改善につなげ、お客さまにとっての利便性の向上に取組みます。

(2) お客さまの声にお応えする商品やサービスの提供

当社はお客さまのニーズに合わせ、身近でわかりやすい商品やサービスを、価値ある価格で提供いたします。

(3) わかりやすい情報の提供

当社は、保険商品・サービス等に関する重要な情報について、お客さまに十分にご理解いただけるよう分かりやすく丁寧な説明をいたします。

(4) 利益相反の適切な管理

当社はお客さまの利益が不当に害されることの無いよう、利益相反の恐れのある取引を適切に把握し管理いたします。

(5) お客さま本位の業務運営の浸透に向けた取組み

当社は、全ての従業員が社会規範や企業倫理に則った適切な判断と行動をするうえでの基準として、イオンフィナンシャルサービス株式会社が策定する「パーパス」を尊重し、その精神に従って行動します。これら実現のための教育や制度の構築・運用、各種研修や教育に取り組んでいます。

<ご参考>

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と当社「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」との関係

当社は金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則（以下、「原則」）」を採択し、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針（以下、「本方針」）」を公表しています。原則と本方針の関係は以下のとおりです。

金融庁原則	当社方針	金融庁原則	当社方針
原則2	方針1	補充原則1	方針1
原則3	方針4	補充原則2	方針2
原則5	方針3	補充原則3	方針2
原則6	方針2	補充原則4	方針2
原則7	方針5	—	—

※原則4、原則5（注4）、原則6（注1、4、6、7）、補充原則2（注1、2）、補充原則3（注1、2、3）、補充原則4（注1、2、3）、補充原則5のすべてについては、当社の取引形態上または投資リスクのある金融商品・サービスの取り扱いがないため、当社方針の対象としていません。

※原則の詳細は金融庁ホームページでご確認ください。

（<https://www.fsa.go.jp/policy/kokyakuhoni/kokyakuhoni.html>）

※本件についてのお問合せ先 イオン少額短期保険株式会社 管理部 03-6778-5530

2 業務の適正を確保するための体制

当社は、イオンフィナンシャルサービス株式会社（以下、「AFS」という。）と子会社等から成る企業集団（以下、「グループ」という。）の一員として、コンプライアンスおよびガバナンス体制の強化のため下記の施策を実施し、当社における内部統制の有効性を高め、その維持・向上を図ります。

（１）取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の役職員は、社会規範や企業倫理に則った適切な判断と行動をするうえでイオン株式会社が定める「イオンの基本理念」を指針とする。
当社の役職員が遵守すべき事項の周知を図るためならびに法令および定款の改正に対応するため、当社の役職員に対し定期、随時にコンプライアンス教育を実施する。
- ② AFSが定める「AFSグループコンプライアンス方針」に基づき、「コンプライアンス規程」「コンプライアンス・マニュアル」を定めて役職員が遵守すべき法令、その具体的な留意点、違反を発見した場合の対処方法などを周知する。
- ③ 当社のコンプライアンス態勢の整備・確立のために、「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置、原則として毎月1回定例会を開催する。
リスク管理・コンプライアンス委員会は、当社のコンプライアンスに関する事項を総合的・専門的に検討・審議し、関係者に必要な指示を与え、取締役会宛てに必要な報告・提言を行う。
- ④ AFSが定める「AFSグループコンプライアンス方針」に基づき、当社の「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、反社会的勢力との関係を遮断し、断固としてこれらを排除する姿勢を役職員に明示し、これを「反社会的勢力による被害防止に関する規程」に定める。
- ⑤ 「個人情報保護方針」に基づき、個人情報保護コンプライアンスマニュアル等を定め顧客情報保護の徹底を図る。
- ⑥ 法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として、「イオンコンプライアンスホットライン」、「AFSコンプライアンスホットライン」および社外弁護士窓口の他、当社が設置する内部通報窓口を当社の役職員に周知する。通報内容は、法令・社内規程に従い秘密として保持し、通報者に対する不利益な取扱いを行わない。
- ⑦ 他の業務執行部門から独立した内部監査部門を設置する。内部監査部門は当社の監査役および会計監査人と連携・協力のうえ、独立および客観的立場から監査を実施し、定期的に取り締役に報告する。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役会および取締役の決定に関する記録については、「取締役会規則」「文書管理規程」等の社内規程に則り、適切に作成、管理、保存する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。
- ② 当社は「プライバシーポリシー」に基づき、管理規程を定め顧客情報保護の徹底を図る。

（３）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社のリスク管理に関する基本的な事項を「リスク管理規程」に定める。
- ② リスク管理体制として、収益部門から独立した部門において、リスク管理の組織・態勢を整備し、統合的リスク管理を行うとともに、リスク毎に管理責任部門を定める。当社の統合的リスク管理を推進するため「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置し、原則として月1回開催する。
リスク・コンプライアンス管理委員会は、当社のリスク管理に係る事項を総合的・専門的に検討・審議し、関係者に必要な指示を与え、取締役会へ必要な報告・提言を行う。
- ③ 当社の経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、または発生するおそれが生じた場合の体制を事前に整備し、有事の際の対応を迅速に行うため「危機管理規程」を定め、平時より適切かつ有効な対応策や事業継続の枠組みを維持する。

（４）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の経営に係る重要事項は、業務の有効性と効率性の観点から、各種委員会、経営会議の審議を経て当社の取締役会において決定する。
- ② 取締役会等での決定に基づく業務執行については、「組織規程」「職務権限規程」に基づいて権限が移譲され、各部門にて効率的に遂行される体制とする。

- (5) 当社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① グループにおける内部統制との整合性を図り、グループ全体として業務の適正性を確保できる内部統制を構築する。
 - ② A F Sとの間で締結する「経営管理契約」およびA F S「子会社・関連会社管理規則」に基づき、当社の営業成績、財務状況その他の重要な情報についてA F Sに報告を行い、また、経営管理上および内部統制上の重要な事項についてはA F Sとの事前協議のうえ実施する。
 - ③ イオン株式会社および同社の連結子会社・持分法適用関連会社により構成されるイオングループ各社との間の取引は利益の相反するおそれがあることから、これらの取引を行うに際しては当該取引等の必要性およびその条件が著しく不当でないことを取締役会等において慎重に審議し意思決定を行う。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役監査の実効性を確保するために、「監査役監査基準」に基づき、監査役の業務を補助する専任の使用人（補助使用人）を配置する。
- (7) 前号の使用人の取締役からの独立性および当該使用に対する指示の実効性の確保に関する事項
補助使用人は専ら監査役の指揮命令下で職務を遂行し取締役その他の業務執行組織の指揮命令は受けないものとし、その人事異動、人事評価、懲戒処分等に関する事項については、監査役の同意が必要なものとする。
- (8) 取締役および使用人が監査役及び監査役会へ報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社の役職員は、当社およびA F Sグループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項については、直ちに、監査役および監査役会に対してその旨を報告する。
 - ② 監査役および監査役会は、必要に応じて随時、取締役および使用人にコンプライアンスリスク、リスク管理その他の内部統制の整備および運用に関する状況の報告を求めることができる。
 - ③ 監査役は、重要な会議に出席し、当社におけるリスク管理、コンプライアンスその他の内部統制の整備および運用状況につき報告を受けることができる。
 - ④ 監査役へ報告を行った当社の役職員に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役職員に周知する。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、社内の重要な会議に出席し、適宜議案審議などに必要な発言を行うことができ、併せて会議の記録および決裁書類等の重要な文書を常時閲覧できるものとする。
 - ② 内部監査部門は、監査役に当社の内部監査の実施状況について、適時報告を行うとともに、意見・情報交換を行う等の連携体制を構築し、監査の実効性確保に資する。
 - ③ 当社は、監査役が調査等のため、独自に外部専門家を起用することを求めた場合の他、監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の監査役の職務の執行について生ずる費用の処理については、当該監査役の職務の執行に必要ないと当社が証明した場合を除きその費用を負担することとし、必要な予算措置のうえ、担当部署を設け適宜処理するものとする。

3 リスク管理体制について

■ リスク管理体制について

当社では、少額短期保険事業者として健全かつ適切な業務の運営を確保することが経営の最重要課題であることを認識し、リスク管理規程を策定、また役職員一同は各種リスクについて把握、分析、評価を行い、適切なリスクコントロールを行います。

また、体制の維持のため内部監査機能の発揮、および保険計理人による定期的な確認を行います。これらが適切に管理されていることを確認するために、「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置しています。

■ 当社に影響を与えるリスクについて

当社に影響を与えるリスクは、以下のものです。

(1) 経営管理リスク

- ① 会社の法令遵守態勢、リスク管理態勢が適切になされていないことに起因して、経営に対する有効な規律付けが阻害されるリスク
- ② 会社の事業計画・収益計画に大きな障害が生じ、進捗が大幅に遅延することによる事業上のリスク
- ③ 経営資源の配分が適切になされていないことにより会社が被るリスク

(2) 保険引受リスク

- ① 適切な保険約款、適正な保険料率が設定されなかったなどの商品開発、改定におけるリスク
- ② 保険契約引受時に社内規定に定める引受がなされないことによる引受リスク
- ③ 再保険の適切な手配が行われないことによる再保険の出再に伴うリスク
- ④ 適切な責任準備金、支払備金等の積立が行われないことに伴うリスク
- ⑤ 適切な保険引受・審査態勢が整備されていないことに伴うリスク
- ⑥ 保険引受面で事業計画上の進捗管理と将来分析が適切になされていないことに伴うリスク

(3) 保険募集リスク

保険募集に関する法令等の遵守の重要性を理解し、保険募集の現状を的確に認識し、適正な保険募集管理態勢の構築及び確保に向けた取組方針及び具体的な方策を立案・検討する。

- ① 適正な保険募集が行われていないことによるコンプライアンス上のリスク
- ② 販売網において個人情報漏えい・紛失するリスク
- ③ 保険募集人の登録・届出に伴うリスク
- ④ 保険募集資料等の表示が不適正・不適切であることによるリスク
- ⑤ 苦情・問合せ等に対する的確な対応がなされないリスク
- ⑥ 代理店・募集人或いは募集提携先に対して適切な指導・教育がなされていないことに伴うリスク

(4) 流動性リスク

資産運用方法について法令および別途定める運用方法を遵守する。

- ① 保有する資産の価値が変動することに伴う市場リスク
- ② 資産運用先の倒産等に伴う信用リスク
- ③ 適切な資金繰り管理、流動性の管理が行われないことに伴う財務リスク

(5) オペレーショナルリスク

① 事務リスク

事務処理の運営にあたっては、法令および別途定める社内規定を遵守する。

- ・ 不祥事件の発生リスク
- ・ 適切な保険金支払が行われないリスク
- ・ 保険引受業務に伴う事務リスク
- ・ 適切な個人情報管理が行われない等により発生する顧客管理リスク
- ・ 適切な本人確認が行われない等により発生する顧客管理リスク
- ・ 外部委託先の管理が適切に行われないことにより発生するリスク
- ・ その他資金運用業務・一般管理業務に関する事務リスク
- ・ 災害発生時等の危機対応リスク

②システムリスク

- ・適切なシステム開発および運用が行われないリスク
- ・適切な管理態勢がとられないことにより、システムダウン等の障害が発生するリスク
- ・障害・災害等発生時に、適切な復旧対策が行われないリスク
- ・物理的・人的セキュリティ態勢およびデータ管理態勢の不備によりシステムの不正利用の発生や適切な情報の管理が行われないリスク

③法務・コンプライアンスリスク

経営の最重要課題のひとつと位置づけ、管理体系を構築し、関連規定等を整備する。

- ・法令等違反リスク（法令等の不遵守により損失を被るリスク）
- ・法律紛争リスク（法律紛争の発生により損失を被るリスク）

④人的リスク

- ・人事運営上の不公平・不公正、人材の流出・喪失、差別的行為等によるモチベーションの低下、不十分な人材育成、不適切な就労状況等により、当社が損失を被るリスク

⑤有形資産リスク

- ・災害、犯罪または資産管理の瑕疵等の結果、動産、不動産、設備、備品等の有形資産が物理的な毀損、損害を受けることにより、あるいはこのために業務環境が悪化することにより、当社が損失を被るリスク

⑥風評リスク

- ・当社について現実に生じた各種の事象、または虚偽の風説、悪意の中傷等が流布されることにより、結果的に当社の信用、ブランド、イメージ、評判等が毀損され、当社が有形無形の損失を被るリスク

(6) 保険金支払いリスク

保険金支払いリスクについては、保険金支払い規程、保険金支払いマニュアル等を遵守し、適切なリスク・コントロールを行う。

- ・保険金の支払い漏れ、支払い誤り、支払い遅延が発生することによるリスク

■ 再保険に係る方針

(1) 再保険会社名：トア再保険株式会社、太平再保険株式会社

(2) 再保険を付す場合の方針および再保険カバーの入手方法

- ①再保険契約の出再にあたっては、必要性、遵守性、収益性、リスク度合等を総合的に検討します。
再保険手数料は元受保険契約における事業費の状況等を考慮し、適切かつ妥当なものとしします。
- ②再保険取引先の選定については、出再先再保険会社の保有する信用リスクにも十分留意し、適切な再保険会社を選定します。出再先は、所定の格付機関よりシングルA格以上を取得し、維持していることを要件とします。

(3) 台風による水害等の集積リスクについても上記再保険スキームでカバーされております。

4 法令遵守体制について

■ 法令遵守体制について

当社は、保険という公共性の高い事業を行う者として、法令遵守の重要性を強く認識し、「コンプライアンス規程」および「コンプライアンス・マニュアル」を策定しています。日頃よりこれら規程類の遵守状況や、役職員や募集人への教育を行い、コンプライアンスの徹底に取り組んでまいります。当社では、コンプライアンス遵守状況を管理するために、「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置しています。

5 個人情報の取扱いについて

1. 当社は、個人情報（個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報（以下、総称して「特定個人情報等」といいます。）を含みます。）の保護および適切な取扱いに関する当社の考え方として「プライバシーポリシー」（以下、「本ポリシー」といいます。）を制定し、公表いたします。
なお、本ポリシーは、当社の最上位の社則である基本方針の一つといたします。
2. 当社は、個人情報の保護の重要性に鑑み、「個人情報の保護に関する法律」（以下、「個人情報保護法」といいます。）、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」といいます。）、および関係諸法令（各ガイドラインを含みます。）ならびに本ポリシーをはじめとする当社の社則を遵守し、個人情報の適切な保護および取扱いに努めてまいります。
3. 当社は、個人情報を利用目的の達成に必要な範囲で、適正かつ適法に取得いたします。なお、特定個人情報等については、番号法で定められた場合に限り、収集し、保管いたします。
4. 当社は、個人情報につき利用目的を特定し、当該利用目的の範囲で取扱うこととします。なお、個人情報保護法および番号法その他法令等により個人情報の利用目的が別に制限されている場合には当該利用目的の範囲を超えた使用はいたしません。当社の個人情報の利用目的は、「個人情報の取扱いについて」等に掲載しております。
5. 当社は、予めご本人の同意をいただいている場合および法令等に基づく場合を除き、個人情報を第三者に提供することはいたしません。なお、特定個人情報等については、番号法に定められた場合を除き、第三者に提供することはいたしません。
6. 当社は、個人情報に関し、情報の紛失、改ざんおよび漏えい等の防止のため、適切な安全管理措置を実施いたします。また、個人情報の取扱いを委託する場合には、当該委託先について適切に監督してまいります。
7. 当社は、本ポリシーを適宜見直し、当社の個人情報保護の体制および取組みの継続的な改善に努めてまいります。
8. 当社は、個人情報を適切に取扱うため、役職員に対し、個人情報保護の重要性に関する研修・教育を実施いたします。
9. 当社はいただいた開示請求等につき、適切かつ迅速に対応いたします。開示等のご請求の具体的な手続につきましては、次項の窓口にお問い合わせください。
10. 当社の個人情報の取扱いに関するご意見・ご要望につきましては、適切かつ迅速に対応いたします。ご意見・ご要望につきましては、以下の窓口までお申し出ください。

イオン少額短期保険株式会社 管理部
電話番号 03-6778-5530
受付時間：平日 9：00 ～ 17：00

個人情報保護方針

1. 個人情報の取得について

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

※当社は、お客さまサービスの向上のため、お客さまよりのご連絡事項、ご要望等を正しく理解し、適切な対応をとらせていただくことを目的として、電話による会話を録音させていただくことがあります。

2. 個人情報の利用目的について

当社は、取得した個人情報を次の目的のために、必要な範囲内で利用します。

- (1) 保険契約の適正な引受、維持管理、更新、保険金のお支払い
- (2) 当社または当社の提携会社からの各種商品やサービスのご案内
- (3) 当社の業務に関する商品・サービスの充実や各種調査
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (5) イオングループ各社が扱う商品・サービスの案内
- (6) 各種イベント・キャンペーン・セミナーの案内、各種情報の提供
- (7) 当社社員の採用、従業員の雇用および人事管理
- (8) ビデオカメラ等の映像記録による防犯や安全管理

3. 個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、お客さまの同意なくお客さまの個人情報を第三者に提供することはありません。

- ・法令に基づく場合
- ・生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、お客さまの同意を得ることが困難な場合
- ・業務遂行上必要な範囲で、契約管理委託会社等に取り扱いを委託する場合
- ・再保険契約の締結や再保険金の受領のために、再保険会社等へ必要な情報を提供する場合
- ・保険制度の健全な運営を確保するため、また、不正な保険金請求を防止するために他の保険業に関連する企業・団体・協会等と共同利用する場合

4. 個人情報の共同利用について

当社は、次の(1)②および(2)②に定める共同して利用する者との間でお客さまの個人データを適切な保護措置を講じたうえで共同利用することがあります。なお、金融商品取引法など、関係法令等により共同利用が制限されている場合には、その法令等に則った取扱いをいたします。

(1)イオンフィナンシャルサービス グループ各社との共同利用

① 共同利用する個人データの項目

氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、電子メールアドレス等の属性情報、商品・サービスの種類、取引金額、ご契約日等の取引情報、店番号、口座番号等の取引の管理に必要な情報、与信判断の結果、資料その他の与信判断および与信管理に関する事項（ただし、個人信用情報機関から提供を受けたお客さまの借入返済能力に関する情報を除きます。）、ご家族に関する情報、ご勤務先、ご職業に関する情報、資産・負債に関する情報、お取引ニーズに関する情報、お客さまの情報通信端末に関する情報および Cookie 等を利用して取得する情報（ウェブビーコン、UID、その他の技術を含みます。）、公開情報その他のお客さまの属性に関する事項

② 共同して利用する者の範囲

以下の会社（以下、「AFS グループ各社」といいます。）と共同利用いたします。

（共同して利用する者）

イオンフィナンシャルサービス株式会社ならびに同社の国内連結子会社および国内持分法適用関連会社（ただし、個人情報保護法第 27 条第 5 項第 3 号に基づく対外告知を実施済みの会社を対象とします。）なお、同社の国内連結子会社および国内持分法適用関連会社は、以下のサイトに記載されております。

[AFS グループ各社によるお客さまの個人情報の共同利用]

https://www.aeonfinancial.co.jp/activity/governance/privacy/afsgroup_detail

③ 利用する者の利用目的

- (i) 経営上必要な各種リスクの把握および管理のため
- (ii) 各種商品やサービス等に関するご提案やご案内のため
- (iii) お客様に対する与信判断、与信後の管理および債権回収その他自己との取引上の判断のため
- (iv) 各種商品やサービス等の企画・開発のため

④ 当該個人データの管理について責任を有する者の名称

イオンフィナンシャルサービス株式会社
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3 丁目 22 番地 テラススクエア
代表取締役兼社長執行役員 深山友晴

(2) イオン各社との共同利用

① 共同利用する個人データの項目

氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、電子メールアドレス、店番号、お客さまとの間の取引情報、ご家族に関する情報、ご勤務先に関する情報、収入・支出に関する情報、資産・負債に関する情報、お取引ニーズに関する情報、公開情報その他のお客さまの属性に関する事項

② 共同して利用する者の範囲

以下の会社と共同利用いたします。なお、共同して利用する者が新たに追加された場合は、当社のホームページ等で公表するものとします。

(共同して利用する者)

- ・ AFS グループ各社
- ・ イオン株式会社
- ・ イオンリテール株式会社
- ・ イオンマーケティング株式会社
- ・ その他イオン株式会社の有価証券報告書記載の連結対象会社、および持分法適用会社
(ただし、個人情報保護法第 27 条第 5 項第 3 号に基づく対外告知を実施済みの会社を対象とします。)

③ 利用する者の利用目的

- (i) 各種商品やサービス、通信販売等に関するご提案やご案内のため
- (ii) 各種商品やサービス等の企画・開発のため
- (iii) 各種商品やサービス提案のためのお客さまのデータ分析のため

④ 当該個人データの管理について責任を有する者の名称

イオンフィナンシャルサービス株式会社
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3 丁目 22 番地 テラススクエア
代表取締役兼社長執行役員 深山友晴

(3) 各種商品やサービス等のご提案・ご案内のための共同利用の中止

(1) AFS グループ各社および(2) イオン各社との共同利用のうち、各種商品やサービス、通信販売等に関するご提案やご案内のための共同利用につきましては、以下のお問い合わせ窓口に対して、お客さまからの共同利用停止のお申し出があった場合には、以後の共同利用を速やかに停止いたします。

(共同利用の中止に関するお問い合わせ窓口)

イオンフィナンシャルサービス株式会社 業務委託先
イオン銀行コールセンター フリーダイヤル 0120-13-1089
(受付時間) 9:00~18:00 年中無休

5. ウェブサイトの利用について (クッキーポリシー)

当社が運営するウェブサイト(以下、「当社ウェブサイト」といいます。)では、お客さまに一層便利にご利用いただくためおよびよりよいサービスをご提供するため、「クッキー」という技術を取り入れております。

「クッキー」とは、お客さまがウェブサイトアクセスの際に、ウェブブラウザを通してお客さまの端末に一定のテキストファイル(情報)を格納し、次回お客さまが同一のウェブサイトアクセスの際にお客さまを識別できるようにする技術のことです。セキュリティの確保やお客さまへ適切な情報を提供することを目的に使用しています。お客さまは「クッキー」の使用を制限することができますが、その場合、一部サービスがご利用になれないことがございます。

クッキーの使用停止方法については、ご使用になっているブラウザのヘルプをご覧ください。

- Microsoft EdgeでCookieを削除する
<https://support.microsoft.com/ja-jp/help/4027947/microsoft-edge-delete-cookies>
- Google ChromeでCookieの削除、有効化、管理を行う
<https://support.google.com/chrome/answer/95647?co=GENIE.Platform%3DDesktop&hl=ja>
- iPhone、iPad、iPod touchでSafariから閲覧履歴とCookieを消去する
<https://support.apple.com/ja-jp/HT201265>

(1) Google Analytics使用について

当社ウェブサイトでは、当社ウェブサイト改善のために、お客さまからのアクセスを分析するツールとしてGoogle Analyticsを使用しています。

Google Analytics利用規約<http://www.google.com/analytics/terms/jp.html>

Googleプライバシーポリシー<https://policies.google.com/technologies/partner-sites>

6. センシティブ情報のお取り扱い

当社は、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインに基づき、同ガイドラインに掲げる場合を除き、機微（センシティブ）情報（政治的見解、信教（宗教、思想および信条をいいます。）、労働組合への加盟、人種および民族、門地および本籍地、保健医療および性生活ならびに犯罪歴に関する情報）を取得、利用または第三者提供いたしません。

7. 特定個人情報の取扱いについて

当社は、個人番号および特定個人情報を法令で限定的に明記された目的以外のために取得・利用しません。また、法令で限定的に明記された場合を除き、個人番号および特定個人情報を第三者に提供しません。

8. 個人情報保護法に基づく個人情報および特定個人情報等に関する事項の通知、開示等の手続について

当社で保有するお客さまご自身の個人情報について、利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止（以下、「開示等」という。）の求めがあった場合には、下記受付窓口までご請求ください。ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、原則書面にて回答致します。

(1) 受付窓口

イオン少額短期保険株式会社

管理部

〒113-0033 東京都文京区本郷一丁目10番9号

電話番号 03-6778-5530 FAX 03-6778-5534

(2) 受付時間

平日 9:00~17:00

(3) 受付方法

管理部へのお電話、または郵送

[ご注意] 開示に応じることができない場合

当社は、次のいずれかに該当する場合には、当該求めに係わる個人情報の全部または一部について開示を行わないことがあります。開示を行わないことを決定した場合には、その旨・理由を付記してお知らせいたします。

- 本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 法令に違反することとなる場合

(4) 申込者の範囲

- 本人
- 法定代理人
- 任意代理人

(5) 必要書類

- ・個人情報開示申込書
- ・本人確認書類

開示に際し、ご準備いただく書類は下記のとおりとなっております。

※下記A群から1点コピーを提出いただきます。A群の書類が提出できない場合は、下記B群から2点コピー（3）～（6）は作成日から3カ月以内の原本を提出いただきます。

※本人確認書類は、有効期限内のもの、現在有効なものに限ります。

※郵送の場合は、氏名・生年月日・住所（顔写真がある場合はその箇所も）がわかるようにコピーの上、添付して郵送してください。また、運転免許証の住所が変更されている場合は、裏面もコピーの上、添付して郵送してください。

A群	B群
(1)運転免許証	(1)各種健康保険の資格確認書
(2)運転経歴証明書	(2)各種年金手帳
(3)旅券（パスポート）	(3)印鑑登録証明書
(4)各種障がい者手帳	(4)戸籍謄本または戸籍抄本
(5)在留カード	(5)住民票
(6)特別永住者証明書	(6)公共料金の領収済領収書または請求書
(7)個人番号カード（表面のみ）	
(8)写真付き住民基本台帳カード	

- ・代理人資格確認書類

- ・親権者： 本人と関係が証明できる戸籍謄本
- ・後見人： 本人との関係が証明できる戸籍謄本、または裁判所の選任決定書（写）
- ・任意代理人： 委任状および本人の印鑑登録証明書

(6) 手数料

開示に関する手数料は無料です。

ただし、印鑑登録証明書等の発行に関する手数料、および郵送料はお客さまのご負担となります。

(7) 開示内容

氏名、生年月日、住所、電話番号、契約年月、保険契約の種類、商品名、保険金額、保険期間

(8) 訂正等・利用停止等について

当社は、保有個人データの内容につき事実と異なることが判明した場合、内容の訂正、追加または削除等に応じます。

9. 個人データの安全管理措置について

当社は個人情報に関し、情報の紛失、改ざんおよび漏えい等の防止のため、以下のとおり適切な安全管理措置を実施し、個人情報を適切に管理します。

(1) 基本方針

個人情報の適正な取扱いを確保し、質問および苦情処理の窓口をお知らせするため、プライバシーポリシーを策定します。

(2) 個人データの取扱いに係る規律の整備

取得、利用、保存、提供、削除等について、取扱方法、責任者・担当者等を定めた個人情報保護規則を策定します。

(3) 組織的安全管理措置

- ①個人情報の取扱いに関する責任者（個人情報管理責任者）を設置します。
- ②個人情報を取扱う従業員および当該従業員が取扱う個人情報の範囲を明確化します。
- ③法や社内規則に違反している事実または兆候を把握した場合の個人情報管理責任者への報告連絡体制を整備します。
- ④個人情報の取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、内部監査部門や外部の者による監査を実施します。

(4) 人的安全管理措置

- ①個人情報の取扱いに関する留意事項について、従業員に定期的な研修を実施します。
- ②個人情報について秘密保持に関する事項を就業規則等に記載します。

(5) 物理的安全管理措置

- ①個人情報を取扱う区域において、従業員の入退室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人情報の閲覧を防止するための措置を講じます。
- ②個人データを取扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施します。

(6) 技術的安全管理措置

- ①アクセス制御を実施して、担当者および取扱う個人情報の範囲を限定します。
- ②個人情報を取扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入します。

(7) 外的環境の把握

外国において保管する個人情報について、当該外国の個人情報の保護に関する制度を把握したうえで適切に安全管理措置を実施します。

10. お問い合わせ窓口

当社の個人情報の開示等、あるいは個人情報の取扱いに関する一般的なご相談やお問い合わせについては、次の窓口までご連絡ください。

＜個人情報の開示・訂正・削除・苦情・相談等の窓口＞

イオン少額短期保険株式会社 お客様相談室（責任者：お客様相談室長）
 所在地: 〒113-0033 東京都文京区本郷一丁目10番地9号
 電話: 03-6778-5530
 F A X: 03-6778-5534
 受付時間: 9:00～17:00（土日祝祭日を除く）

6 反社会的勢力に対する基本方針

当社は、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人、（いわゆる反社会的勢力）による被害を防止するために、次の基本方針を宣言します。

- 当社は、反社会的勢力との関係を一切持ちません。
- 当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力団追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。
- 当社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然とした法的対応を行います。
- 当社は、反社会的勢力への資金提供や裏取引を行いません。
- 当社は、反社会的勢力の不当要求に対する役職員の安全を確保します。

7 指定紛争解決機関について

- 当社の少額短期保険業務にかかる指定紛争解決機関について
一般社団法人日本少額短期保険協会では、保険業法に基づく「指定紛争解決機関」の指定認可を得ております。少額短期保険業者との間で生じた問題が解決できない場合は、同協会にて開設されております「少額短期ほけん相談室」が、公正かつ中立な立場から和解の斡旋・解決支援を行っております。

- 少額短期ほけん相談室（指定紛争解決機関）
フリーダイヤル 0120-82-1144
FAX 03-3297-0755
受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00
受付日 月曜日から金曜日（祝日ならびに年末年始休業期間を除く）

8 健康経営の取組について



当社は、経済産業省と日本健康会議※が共同で行っている認定制度「健康経営優良法人2026（中小規模法人部門）」に認定されました。
2026年度も禁煙の推進や精密検査の受診率向上等、引き続き健康経営を推進し、積極的に取り組んでまいります。

※日本健康会議：国民一人ひとりの健康寿命延伸と適正な医療について、民間組織が連携し、行政の全面的な支援のもと実効的な活動を行うために組織された活動体です。

IV. 主要な業務に関する事項

1 2025年度経営環境と事業概況

(1) 事業の経過及び成果等

令和7年度の国内経済は、物価上昇の継続や実質賃金の伸び悩み、家計の節約志向やリスク回避意識は引き続き高い水準で推移しました。また、デジタル化の進展により消費行動のオンライン化が一層進み、金融・保険分野においても利便性や即時性を重視したサービスへの期待が高まるなど、外部環境は当社事業に影響を及ぼしております。このような環境下において、少額短期保険の持つ「簡便性」「低廉性」へのニーズは拡大し、生活に密着した補償を提供する役割は一層重要性を増しております。

当社は、前年度に引き続きデジタルを活用した「組込型保険」の強化を重点施策と位置づけ、商品展開および販売チャネルの高度化に取り組んでまいりました。特にスマホ保険においては、グループのイオンモバイル店頭にて通信回線申込時に使用するタブレット端末を活用したご案内を推進し、お客さまの購買動線に即した加入機会の創出を図りました。これにより、分かりやすくスムーズな加入プロセスを実現し、認知向上と加入率の改善に寄与しております。このように、オンライン手続きの利便性向上や申込導線の最適化を進め、保有契約にて1万件のご契約を頂いております。

加えて、「組込型保険」の一環である自転車費用保険については、「組込型保険」として展開している「自転車費用保険」は、イオングループ内の自転車販売事業者「イオンバイク」とともに推進し、自転車に乗車する際にも安心を求められるお客さまから支持されています。全てオンライン契約であること、パンク修理サービスはイオンバイク店頭で受けることができるなど、お客さまの生活の近くでサービスを展開しています。また契約更新時の案内画面を変更し、お客さまの更新手続きの手間を簡便化し、加入しやすい仕組みへの改善を行いました。お客さまへのご案内内容も分かりやすい内容へと変更し、保有契約件数は7万件を超える水準に達しております。

さらに、事業運営においては、お客さま目線に立ったコンプライアンス意識の醸成を重要課題と位置づけ、全役職員に対する教育・研修の充実を図るとともに、日常業務においてもお客さま本位の判断・行動が徹底されるよう取組みを推進し、効率性と正確性の向上を図りつつ、お客さま対応の品質向上にも取り組んでおります。これらの施策を通じて、透明性および信頼性の高い事業運営体制の構築を着実に進めてまいりました。

一方で、当期においては事務事故を発生させ、お客さまにご迷惑をおかけする事案が発生いたしました。その要因として、マニュアル等のルール遵守が徹底されていなかったことに加え、適切に業務の遂行状況を把握・是正するモニタリング体制が十分に機能していなかった点を重く受け止めております。これらの反省を踏まえ、従業員教育の一層の強化、業務フローおよび各種マニュアルの見直し、ならびに実行状況を継続的に確認・改善するモニタリング体制の強化など、再発防止策を整備し、全社を挙げてその徹底に取り組んでおります。今後は、これらの施策を着実に実行することで、より一層の業務品質の向上と信頼回復に努めてまいります。

今後も外部環境の変化に的確に対応しながら、お客さまニーズに即した商品・サービスの提供と、お客さま視点にそった事業運営を推進してまいります。

(2) 財産および損益の状況の推移

(単位:千円)

区 分	2023年度	2024年度	2025年度
収入保険料	542,629	558,950	563,905
生命保険・医療保険	29,482	21,871	4,023
死亡保険	6,894	4,594	538
医療保険	22,587	17,276	3,484
損害保険	513,146	537,079	559,881
火災・家財保険	278,394	291,751	292,126
賠償責任保険	187,584	195,283	195,738
費用保険	17,311	45,472	72,016
ペット保険	29,856	4,571	-
正味収入保険料	106,680	120,203	122,578
生命保険・医療保険	29,156	21,701	4,021
死亡保険	6,819	4,507	538
医療保険	22,337	17,193	3,482
損害保険	77,523	98,502	118,557
火災・家財保険	26,132	27,598	27,836
賠償責任保険	19,599	19,696	18,703
費用保険	17,308	45,470	72,016
ペット保険	14,483	5,736	-
利息および配当金収入	4	143	387
経常利益又は経常損失	△182,387	△162,547	△4,391
当期純利益又は純損失	△184,287	△207,395	△34,914
総資産	646,553	437,479	409,431
1株当たり当期純利益又は純損失	△7,198円74銭	△8,101円37銭	△1,363円85銭

2 直近の3事業年度における主要な事業の状況を示す指標

(単位:千円)

区 分	2023年度	2024年度	2025年度
経常収益	1,013,617	1,009,687	1,029,398
経常利益又は経常損失	△182,387	△162,547	△4,391
当期純利益又は当期純損失	△184,287	△207,395	△34,914
資本金の額	530,000	530,000	530,000
発行済株式の総数	25,600 株	25,600 株	25,600 株
純資産額	256,578	49,182	14,268
総資産額	646,553	437,479	409,431
責任準備金残高	82,477	88,753	98,044
有価証券残高	-	-	-
ソルベンシー・マージン 比率	3,304.2 %	797.1 %	375.5 %
配当性向	-	-	-
従業員数	14 名	13 名	13 名
正味収入保険料の額	106,680	120,203	122,578

*1 純資産額は、保険業法上の純資産額を記載しております。

(保険業法第272条の4第1項第3号及び保険業法施行規則第211条の8による)

*2 従業員数は各年度末における人員数を示し、役員数は含めておりません。

*3 正味収入保険料の額については、(保険料－解約返戻金－その他返戻金)－(再保険料－再保険返戻金)により算出しております。

3 直近の2事業年度における事業の状況

(1) 主要な業務の状況を示す指標等

①正味収入保険料

(単位:千円)

年度 種目	2024年度		2025年度	
	金額	構成比	金額	構成比
生命保険・医療保険	21,701	18.1 %	4,021	3.3 %
死亡保険	4,507	3.7 %	538	0.4 %
医療保険	17,193	14.3%	3,482	2.8 %
損害保険	98,502	81.9 %	118,557	96.7 %
火災・家財保険	27,598	23.0 %	27,836	22.7 %
賠償責任保険	19,696	16.4 %	18,703	15.3 %
費用保険	45,470	37.8 %	72,016	58.8 %
ペット保険	5,736	4.8 %	-	-
合計	120,203	100.0 %	122,578	100.0 %

* 正味収入保険料の額については、（保険料－解約返戻金－その他返戻金）－（再保険料－再保険返戻金）により算出しております。

②元受正味保険料

(単位:千円)

年度 種目	2024年度		2025年度	
	金額	構成比	金額	構成比
生命保険・医療保険	21,701	4.1 %	4,021	0.7 %
死亡保険	4,507	0.8 %	538	0.1 %
医療保険	17,193	3.2 %	3,482	0.6 %
損害保険	511,029	95.9 %	537,115	99.3 %
火災・家財保険	275,982	51.8 %	278,367	51.4 %
賠償責任保険	185,173	34.8 %	186,732	34.5 %
費用保険	45,470	8.5 %	72,016	13.3 %
ペット保険	4,402	0.8 %	-	-
合計	532,731	100.0 %	541,137	100.0 %

* 元受正味収入保険料は、保険料－解約返戻金等により算出しております。

③支払再保険料

(単位:千円)

年度 種目	2024年度		2025年度	
	金額	構成比	金額	構成比
生命保険・医療保険	-	-	-	-
死亡保険	-	-	-	-
医療保険	-	-	-	-
損害保険	412,527	100.0 %	418,558	100.0 %
火災・家財保険	248,384	60.2 %	250,530	59.9 %
賠償責任保険	165,477	40.1 %	168,028	40.1 %
費用保険	-	-	-	-
ペット保険	△1,334	△0.3 %	-	-
合計	412,527	100.0 %	418,558	100.0 %

* 支払再保険料は、（再保険料－再保険返戻金）により算出しております。

④保険引受利益

(単位:千円)

種目 \ 年度	2024年度		2025年度	
	金額	構成比	金額	構成比
生命保険・医療保険	△ 6,439	3.0 %	3,652	△5.9 %
死亡保険	△ 1,991	0.9 %	982	△1.6 %
医療保険	△ 4,447	2.1 %	2,669	△4.3 %
損害保険	△ 207,299	97.0 %	△ 65,717	105.9 %
火災・家財保険	△ 112,851	52.8 %	△ 44,042	71.0 %
賠償責任保険	△ 73,463	34.4 %	△ 26,942	43.4 %
費用保険	△ 23,363	10.9 %	4,953	△8.0 %
ペット保険	2,379	△1.1 %	315	△0.5 %
合計	△ 213,738	100.0 %	△ 62,065	100.0 %

* 保険引受利益は、「保険引受収益」から「保険引受費用」と「保険引受に係る営業費及び一般管理費」を引いて、「その他収支」を足して算出しております。

⑤正味支払保険金

(単位:千円)

種目 \ 年度	2024年度		2025年度	
	金額	構成比	金額	構成比
生命保険・医療保険	14,886	42.7 %	3,374	14.0 %
死亡保険	3,997	11.5 %	0	0.0 %
医療保険	10,888	31.3 %	3,374	14.0 %
損害保険	19,943	57.3 %	20,665	86.0 %
火災・家財保険	3,100	8.9 %	4,059	16.9 %
賠償責任保険	5,413	15.5 %	4,615	19.2 %
費用保険	6,048	17.4 %	11,236	46.7 %
ペット保険	5,381	15.5 %	753	3.1 %
合計	34,829	100.0 %	24,039	100.0 %

* 正味支払保険金は、（保険金等）－（回収再保険金）にて算出しております。

⑥元受正味保険金

(単位:千円)

種目 \ 年度	2024年度		2025年度	
	金額	構成比	金額	構成比
生命保険・医療保険	14,886	13.8 %	3,374	3.3 %
死亡保険	3,997	3.7 %	-	-
医療保険	10,888	10.1 %	3,374	3.3 %
損害保険	92,730	86.2 %	98,743	96.7 %
火災・家財保険	31,001	28.8 %	40,597	39.8 %
賠償責任保険	47,550	44.2 %	46,156	45.2 %
費用保険	6,048	5.6 %	11,236	11.0 %
ペット保険	8,129	7.6 %	753	0.7 %
合計	107,616	100.0 %	102,117	100.0 %

* 元受正味保険金は、（元受契約支払保険金等）－（元受契約にかかる求償）の計算式にて算出しております。

⑦回収再保険金

(単位:千円)

種目 \ 年度	2024年度		2025年度	
	金額	構成比	金額	構成比
生命保険・医療保険	-	-	-	-
死亡保険	-	-	-	-
医療保険	-	-	-	-
損害保険	72,786	100.0 %	78,078	100.0 %
火災・家財保険	27,901	38.3 %	36,537	46.8 %
賠償責任保険	42,137	57.9 %	41,541	53.2 %
費用保険	-	-	-	-
ペット保険	2,747	3.8 %	-	-
合計	72,786	100.0 %	78,078	100.0 %

* 元受正味保険金は、（元受契約支払保険金等）－（元受契約にかかる求償）の計算式にて算出しております。

(2) 保険契約に関する指標等

① 契約者配当金の額

※該当事項はございません。

② 正味損害率、正味事業費率およびその合算率

区分 \ 年度	2024年度			2025年度		
	正味 損害率	正味 事業費率	合算率	正味 損害率	正味 事業費率	合算率
生命保険・医療保険	68.6 %	76.9 %	145.5 %	83.9 %	55.8 %	139.7 %
死亡保険	88.7 %	77.7 %	166.4 %	-	55.8 %	55.8 %
医療保険	63.3 %	76.6 %	139.9 %	96.6 %	55.8 %	152.4 %
損害保険	20.2 %	285.5 %	305.7 %	17.4 %	131.5 %	148.9 %
火災・家財保険	11.2 %	491.2 %	502.4 %	14.6 %	236.5 %	251.1 %
賠償責任保険	27.5 %	461.5 %	489.0 %	-	235.9 %	235.9 %
費用保険	13.3 %	111.7 %	125.0 %	15.6 %	63.8 %	79.4 %
ペット保険	93.8 %	69.9 %	163.4 %	-	-	-
合計	29.0 %	247.8 %	276.8 %	19.6 %	129.0 %	148.6 %

*1 正味損害率は、（正味支払保険金/正味収入保険料）×100により算出しております。

*2 正味事業費率は、（正味事業費/正味収入保険料）×100により算出しております。

*3 正味事業費は、（事業費－再保険手数料）により算出しております。

*4 合算率は、（正味損害率＋正味事業費率）により算出しております。

③ 出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

区分 \ 年度	2024年度			2025年度		
	発生 損害率	事業費率	合算率	発生 損害率	事業費率	合算率
生命保険・医療保険	59.6 %	68.6 %	128.2 %	9.7 %	31.8 %	41.5 %
死亡保険	73.3 %	64.2 %	137.5 %	-	24.7 %	24.7 %
医療保険	55.6 %	69.8 %	125.4 %	11.7 %	33.3 %	45.0 %
損害保険	21.6 %	117.1 %	138.7 %	23.5 %	89.2 %	112.7 %
火災・家財保険	12.2 %	118.1 %	130.3 %	17.8 %	91.7 %	109.5 %
賠償責任保険	35.5 %	117.1 %	152.6 %	34.4 %	91.7 %	126.1 %
費用保険	21.3 %	138.9 %	160.6 %	17.3 %	71.6 %	88.9 %
ペット保険	21.9 %	26.1 %	48.0 %	-	-	-
合計	23.4 %	114.8 %	138.2 %	23.3 %	88.5 %	111.8 %

*1 発生損害率は、（出再控除前の発生損害額/出再控除前の既経過保険料）×100により算出しております。

*2 事業費率は、（事業費/出再控除前の既経過保険料）×100により算出しております。

*3 合算率は、（発生損害率＋事業費率）により算出しております。

*4 出再控除前の発生損害額は、（支払保険金＋出再控除前の支払備金積増額）により算出しております。

*5 出再控除前の既経過保険料は、（元受正味収入保険料－出再控除前の未経過保険料積増額）により算出しております。

④出再を行った主要な再保険会社の数と出再保険料の上位5社の割合

	2024年度	2025年度
出再先保険会社の数	2 社	2 社
出再保険料のうち上位5社の出再保険料の割合	100%	100%

⑤出再保険料の格付区分別構成割合

	2024年度	2025年度
格付区分	出再保険料における割合	出再保険料における割合
A 以上	100%	100%
B 以上	-	-
その他	-	-
合 計	100%	100%

*1 格付区分は、スタンダード&プアーズ(S&P)社の格付けを使用しております。
*2 2026年4月1日現在の格付けに基づいています。

⑥未収再保険金の額

(単位:千円)

	2024年度	2025年度
未収再保険金の額	13,395	19,204

(3) 経理に関する指標等

①支払備金

(単位:千円)

区分 \ 年度	2024年度			2025年度		
	普通 支払備金	IBNR 支払備金	合計	普通 支払備金	IBNR 支払備金	合計
生命保険・医療保険	2,107	1,326	3,433	506	234	740
死亡保険	-	-	-	-	-	-
医療保険	2,107	1,326	3,433	506	234	740
損害保険	8,752	2,842	11,594	10,395	2,361	12,757
火災・家財保険	2,065	229	2,295	2,709	378	3,087
賠償責任保険	5,595	694	6,289	7,104	750	7,854
費用保険	979	914	1,893	582	1,184	1,767
ペット保険	111	1,004	1,116	-	47	47
合計	10,860	4,168	15,028	10,901	2,596	13,498

* IBNR備金とは、既発生未報告支払備金のことであり、「保険業法施行規則第211条の52において準用する規則第73条第1項第2号の規定に基づく支払備金を定める件（平成18年3月10日金融庁告示第17号）」第2条の規定により算出しております。

②責任準備金

(単位:千円)

区分 \ 年度	2024年度			2025年度		
	普通責任 準備金	異常危険 準備金	合計	普通責任 準備金	異常危険 準備金	合計
生命保険・医療保険	3,028	700	3,729	1,172	-	1,172
死亡保険	679	65	744	-	-	-
医療保険	2,349	635	2,984	1,172	-	1,172
損害保険	62,746	22,277	85,024	71,314	25,556	96,871
火災・家財保険	25,164	8,140	33,304	25,798	8,696	34,495
賠償責任保険	16,663	10,193	26,856	16,744	10,754	27,499
費用保険	20,918	2,034	22,953	28,771	4,194	32,966
ペット保険	-	1,909	1,909	-	1,909	1,909
合計	65,774	22,978	88,753	72,487	25,556	98,044

* 未経過保険料あるいは収支残のいずれか大きい金額を普通責任準備金として計上しております。

③利益準備金および任意積立金の区分毎の残高

該当事項はございません。

④損害率の上昇に対する経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	すべての保険種目について均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計算方法	- 正味発生損害額の増加額=正味既経過保険料 × 1% - 経常損失の増加額=増加する発生損害額

(単位:千円)

経常損失の増加額	2024年度	2025年度
	2,340	2,930

* 異常危険準備金等の取り崩しは考慮致しません。

(4) 資産運用に関する指標等

①資産運用の概況

(単位:千円)

区分 \ 年度	2024年度		2025年度	
	金額	構成比	金額	構成比
預貯金	187,523	42.8 %	159,713	39.0 %
金銭信託	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-
運用資産計	187,523	42.8 %	159,713	39.0 %
総資産	437,479	100.0 %	409,431	100.0 %

②利息配当収入の額および運用利回り

(単位:千円)

区分 \ 年度	2024年度		2024年度	
	収入金額	利回り	収入金額	利回り
預貯金	143	0.05 %	387	0.24 %
金銭信託	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-
小計	143	0.05 %	387	0.24 %
その他	-	-	-	-
合計	143	0.05 %	387	0.24 %

* 利回りは、収入金額を月平均運用額で除して算出しています。

③保有有価証券の種類別の残高および構成比

該当事項はございません。

④保有有価証券の種類別の利回り

該当事項はございません。

⑤保有有価証券の残存期間別残高

該当事項はございません。

4 責任準備金の残高の内訳

当事業年度末における責任準備金の内訳は、以下の通りです。

■ 責任準備金の残高の内訳

(単位:千円)

種目 \ 区分	普通責任準備金	異常危険準備金	契約者配当準備金	当期末責任準備金
生命保険・医療保険	1,172	-	-	1,172
死亡保険	-	-	-	-
医療保険	1,172	-	-	1,172
損害保険	71,314	25,556	-	96,871
火災・家財保険	25,798	8,696	-	34,495
賠償責任保険	16,744	10,754	-	27,499
費用保険	28,771	4,194	-	32,966
ペット保険	-	1,909	-	1,909
合計	72,487	25,556	-	98,044

V. 財産の状況

1

貸借対照表

(単位:千円)

年度		2024年度	2025年度	年度		2024年度	2025年度
科目		2025年 3月末現在	2026年 3月末現在	科目		2025年 3月末現在	2026年 3月末現在
(資産の部)				(負債の部)			
現金及び預貯金		187,523	159,713	保険契約準備金		103,782	111,542
現金		-	-	支払備金		15,028	13,498
預貯金		187,523	159,713	責任準備金		88,753	98,044
有価証券		-	-	代理店借		14,198	14,366
国債		-	-	再保険借		112,271	115,272
地方債		-	-	短期社債		-	-
その他の証券		-	-	社債		-	-
有形固定資産		1,781	-	新株予約権付社債		-	-
土地		-	-	その他負債		158,044	153,981
建物		-	-	借入金		-	-
建物附属設備		1,654	-	未払法人税等		2,529	2,506
器具及び備品		127	-	未払金		101,835	97,719
リース資産		-	-	未払消費税		774	1,303
建設仮勘定		-	-	リース債務		6,573	-
その他の有形固定資産		-	-	未払費用		-	-
無形固定資産		22,167	-	賞与引当金		-	-
ソフトウェア		22,167	-	役員業績報酬引当金		-	-
のれん		-	-	預り金		1,056	1,088
リース資産		-	-	資産除去債務		5,465	5,527
その他の無形固定資産		-	-	仮受金		39,809	45,835
代理店貸		-	-				
再保険貸		95,441	103,130				
その他資産		115,565	130,587				
未収金		93,064	115,127				
未収保険料		-	-	負債の部合計		388,296	395,162
前払費用		12,122	5,178	(純資産の部)			
未収収益		-	-	資本金		530,000	530,000
仮払金		128	-	新株式申込証拠金		-	-
差入保証金		9,576	9,576	資本剰余金		500,000	500,000
貯蔵品		672	705	資本準備金		500,000	500,000
繰延税金資産		-	-	その他資本剰余金		-	-
供託金		15,000	16,000	利益剰余金		△980,817	△1,015,731
				利益剰余金		-	-
				その他利益剰余金		△980,817	△1,015,731
				繰越利益剰余金		△980,817	△1,015,731
				自己株式		-	-
				自己株式申込証拠金		-	-
				株主資本合計		49,182	14,268
				その他有価証券評価差額金			
				繰延ヘッジ損益			
				土地再評価差額金			
				評価・換算差額等合計			
				新株予約権			
				純資産の部合計		49,182	14,268
資産の部合計		437,479	409,431	負債・純資産の部合計		437,479	409,431

<貸借対照表注記事項>

(1) 重要な会計方針

- ①有形固定資産の減価償却の方法：建物附属設備は定額法、その他の有形固定資産は定率法によっております。
なお、器具及び備品の耐用年数は、4～5年としております。
- ②無形固定資産の減価償却の方法：定額法によっております。
なお、ソフトウェア（自社利用分）の耐用年数は、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- ③役員業績報酬引当金：役員に対する業績報酬に備え当事業年度末における支給見込み額を計上しております。
- ④消費税等の会計処理：消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。但し資産にかかる控除対象外消費税等はその他資産に計上し、法人税法の規定に定める期間で償却しております。
- ⑤保険料等収入に係る収益計上：保険料は、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。なお、保険料のうち、当期末において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第211条の46に基づき、責任準備金に積み立てております。再保険収入は、再保険契約に基づく受取事由が当期に発生したものについて、これに定める金額により計上しております。
- ⑥保険金等支払金に係る費用計上：保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第211条の47に基づき、期末において支払義務が発生したもの、または、未だ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、保険金等を計上していないものについて、支払備金を積み立てております。再保険料は、再保険契約に基づく支払事由が当期に発生したものについて、これに定める金額により計上しております。
- ⑦責任準備金の積立方法：期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条及び保険業法施行規則第211条の46に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第272条の2第2項第4号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。なお、保険業法施行規則第71条及び保険業法施行規則第211条の52に基づき、再保険を付した部分に相当する責任準備金については積み立てておりません。また、責任準備金のうち異常危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第211条の46に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。なお、責任準備金については、保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第211条の51に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。

(2) 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

- ①金融商品の状況に関する事項：資金運用については短期的な預貯金に限定しております。
- ②金融商品の時価等に関する事項：預貯金及び未収金は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額は14,787千円となっております。

(4) 関係会社に対する金銭債権は65,844 千円、金銭債務は43,562千円となっております。

(5) 繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は以下のとおりです。

(単位:千円)

繰延税金資産の発生原因	繰越欠損金	206,142
	その他	24,845
	繰延税金資産小計	230,988
	評価性引当額	△230,988
	繰延税金資産合計	0

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に公布され、令和8年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用した法定実効税率は、令和8年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の28.0%から28.9%に変更されております。なお、この結果による当事業年度の繰延税金資産及び法人税等調整額への影響はありません。

- (6) リース契約により使用する重要な無形固定資産は、基幹システム、契約申込WEBシステムであります。
- (7) 保険業法施行規則第211条の52において準用する同規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という)の金額は 98,967千円となっております。
- (8) 保険業法施行規則第211条の52において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)金額は 382,891千円となっております。
- (9) 1株当たりの純資産額 557円 35銭となっております。

損益計算書

(単位:千円)

	2024年度 2024年4月 1日から 2025年3月31日まで	2025年度 2025年4月 1日から 2026年3月31日まで
経常収益	1,009,687	1,029,398
保険料等収入	950,077	969,190
保険料	558,950	563,905
再保険収入	391,126	405,285
回収再保険金	72,786	78,078
再保険手数料	295,013	306,719
再保険返戻金	23,326	20,487
資産運用収益	143	387
利息及び配当金等収入	143	387
その他経常収益	59,467	59,819
支払備金戻入額	-	1,530
代理店手数料収入	57,724	55,271
雑収入	1,742	3,018
経常費用	1,172,235	1,033,790
保険金等支払金	569,690	563,932
保険金等	107,616	102,117
解約返戻金等	26,219	22,767
再保険料	435,854	439,046
責任準備金等繰入額	13,926	9,290
支払備金繰入額	443	-
責任準備金繰入額	13,483	9,290
資産運用費用	1,157	931
支払利息	1,157	931
事業費	587,406	459,563
営業費及び一般管理費	531,912	415,315
税金	42,581	37,533
減価償却費	12,912	6,714
その他経常費用	54	71
経常利益又は経常損失	△162,547	△4,391
特別損失	42,947	28,622
減損損失	42,947	28,622
契約者配当準備金繰入額		
税引前当期純利益又は当期純損失	△205,495	△33,014
法人税及び住民税	1,900	1,900
法人税等調整額	-	-
法人税等合計	1,900	1,900
当期純利益又は当期純損失	△207,395	△34,914

＜損益計算書注記事項＞

(1) 収益および費用に関する金額

- ① 正味収入保険料は 122,578千円となっております。
- ② 正味支払保険金は 24,039円となっております。
- ③ 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額は、22,117千円となっております。
- ④ 責任準備金繰入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金繰入額は 10,083千円となっております。
- ⑤ 利息および配当金収入の資産源泉別内訳は、普通預金受取利息 387千円となっております。

(2) 減損損失に関する主な内容は、次のとおりです。

① 資産をグルーピングした方法

当社は保険事業の用に供している固定資産について、保険事業全体で1つの資産グループとしております。

② 減損損失の認識に至った経緯

当社では、営業活動から生ずる損益が継続的にマイナスとなっており、資産の収益性が低下し、投資額の回収が見込めない状況となったことから、上記の資産グループの回収可能価額を零として、帳簿価額全額を減損損失として特別損失に計上しております。

③ 減損損失計上額の固定資産の種類ごとの内訳

(単位:千円)

有形固定資産	建物付属設備	1,562
	器具及び備品	70
無形固定資産	ソフトウェア	21,336
その他資産	前払費用	5,653
合計		28,622

(3) 1株当たりの当期純損失の額は 1,363円85銭となっております。

<関連当事者との取引に関する事項>
(2025年4月1日～2026年3月31日)

親会社

イオンフィナンシャルサービス(株)

(単位:千円)

議決権等の所有（被所有） 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
被所有 直接 93.90%	役員の兼任 業務の委託	保険料の収納代行	286,472	未収金	53,000
		収納代行手数料（注1）	6,395	-	-
		出向者人件費（注2）	75,091	未払金	643
		出向者人件費受入 （注2）	74,671	未収金	640
		事務所移転に伴う保証金 の差し入れ（注3）	-	差入保証金	9,576
		事務所移転に伴う内装工 事費（注3）	-	前払費用	2,795
	支払委託契約	支払委託契約の総額 （注4）	59,153	未払金	21,761
		支払委託契約に基づく返 済（注4）	2,190		
		支払委託契約に対する支 払利息（注5）	73	-	-
	割賦販売契約	割賦販売契約の総額 （注4）	33,264	未払金	15,480
		割賦販売契約に基づく返 済（注4）	1,006		
		割賦販売契約に対する支 払利息（注5）	51	-	-

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

*取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）収納代行手数料は業務内容等を勘案して交渉の上で決定しております。

（注2）出向者人件費は業務内容等を勘案して交渉の上で決定しております。

（注3）保証金の差し入れ、内装工事費は建物転貸借及び費用に関する契約書に基づき決定しております。

（注4）イオンフィナンシャルサービス株式会社は、2026年2月1日付けでACSリース株式会社を
吸収合併しております。取引金額は吸収合併以降の取引金額を記載しております。

（注5）リース契約、支払委託契約及び割賦販売契約に関する利息は市場金利等を勘案して協議の上で
決定しております。

兄弟会社

ACSリース(株)

(単位:千円)

議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
-	リース契約	基幹システム等リース債務の返済 (注1)	6,573	リース債務	-
		基幹システム等リース債務に対する 支払利息(注2)	21	-	-
	支払委託契約	支払委託契約に基づく返済 (注1)	10,878	未払金	-
		支払委託契約に対する支払利息 (注2)	478	-	-
	割賦販売契約	割賦販売契約に基づく返済(注1)	4,982	未払金	-
		割賦販売契約に対する支払利息 (注2)	306	-	-

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

*取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) ACSリース株式会社は2026年2月1日付けでイオンフィナンシャルサービス株式会社に吸収合併されております。このため取引金額は関連当事者であった期間の取引金額を記載しております。

(注2) リース契約、支払委託契約及び割賦販売契約に関する利息は市場金利等を勘案して協議の上で決定しております。

キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

科目	年度	2024年度 2024年4月 1日から 2025年3月31日まで	2025年度 2025年4月 1日から 2026年3月31日まで
I 営業活動によるキャッシュフロー			
保険料の収入		661,555	716,292
再保険による収入		405,442	385,623
保険金等支払による支出		△103,739	△98,434
解約返戻金等支払による支出		△30,463	△26,670
再保険料の支払いによる支出		△435,449	△431,522
責任準備金繰入		0	0
事業費の支出		△753,971	△632,003
その他経常収益		0	0
小 計		△256,625	△86,714
利息及び配当金の受領額		121	328
利息の支払額		△1,149	△931
契約者配当金の支払額			
その他経常費用		91,355	71,258
法人税等の支払額		△3,661	△4,442
営業活動によるキャッシュフロー		△169,959	△20,501
II 投資活動によるキャッシュフロー			
預貯金の純増減額		-	-
保険業法第113条繰延資産の取得による支出		-	-
有形・無形固定資産の取得による支出		△2,290	△6,308
資金及び保証金の差入れによる支出		△1,000	△1,000
資金及び保証金の差入れによる収入		-	-
その他		-	-
投資活動によるキャッシュフロー		△3,290	△7,308
III 財務活動によるキャッシュフロー			
借入による収入		-	-
借入金の返済による支出		-	-
社債の発行による収入		-	-
社債の償還による支出		-	-
株式の発行による収入		-	-
自己株式の取得による支出		-	-
配当金の支払額		-	-
その他		-	-
財務活動によるキャッシュフロー		-	-
IV 現金および現金同等物に係わる換算差額		-	-
V 現金および現金同等物の増加額		△173,249	△27,809
VI 現金および現金同等物期首残高		360,773	187,523
VII 現金および現金同等物期末残高		187,523	159,713

株主資本等変動計算書

(単位:千円)

科目	年度	2024年度 2024年 4月1日から 2025年 3月31日まで	2025年度 2025年 4月1日から 2026年 3月31日まで	科目	年度	2024年度 2024年 4月1日から 2025年 3月31日まで	2025年度 2025年 4月1日から 2026年 3月31日まで
株主資本				株主資本合計			
資本金				当期首残高		256,578	49,182
当期首残高		530,000	530,000	当期変動額			
当期変動額		-	-	新株の発行		-	-
新株の発行		-	-	剰余金の配当		-	-
減資による繰越損失の補填		-	-	当期純損失・純利益		△207,395	△34,914
当期変動額合計		-	-	自己株式の処分			
当期末残高		530,000	530,000	当期変動額合計		△207,395	△34,914
資本剰余金				当期末残高		49,182	14,268
資本準備金				評価・換算差額等			
当期首残高		500,000	500,000	その他有価証券評価差額金			
当期変動額		-	-	当期首残高		-	-
新株の発行		-	-	当期変動額		-	-
減資による繰越損失の補填		-	-	株主資本以外の項目の			
当期変動額合計		-	-	当期変動額（純額）		-	-
当期末残高		500,000	500,000	当期変動額合計		-	-
その他資本剰余金				当期末残高		-	-
当期首残高		-	-	繰延ヘッジ損益			
当期変動額		-	-	当期首残高		-	-
当期変動額合計		-	-	当期変動額		-	-
当期末残高		-	-	株主資本以外の項目の			
資本剰余金合計				当期変動額（純額）		-	-
当期首残高		500,000	500,000	当期変動額合計		-	-
当期変動額		-	-	当期末残高		-	-
新株の発行		-	-	土地再評価差額金			
減資による繰越損失の補填		-	-	当期首残高		-	-
当期変動額合計		-	-	当期変動額		-	-
当期末残高		500,000	500,000	株主資本以外の項目の			
利益剰余金				当期変動額（純額）		-	-
利益準備金				当期変動額合計		-	-
当期首残高		-	-	当期末残高		-	-
当期変動額		-	-	評価・換算差額等合計			
剰余金の配当		-	-	当期首残高		-	-
当期変動額合計		-	-	当期変動額		-	-
当期末残高		-	-	株主資本以外の項目の			
その他利益剰余金		-	-	当期変動額（純額）		-	-
繰越利益剰余金				当期変動額合計		-	-
当期首残高		△773,421	△980,817	当期末残高		-	-
当期変動額		-	-	新株予約権			
剰余金の変動		-	-	当期首残高		-	-
減資による繰越損失の補填		-	-	当期変動額		-	-
当期純損失・純利益		△207,395	△34,914	株主資本以外の項目の			
当期変動額合計		△207,395	△34,914	当期変動額（純額）		-	-
当期末残高		△980,817	△1,015,731	当期変動額合計		-	-
利益剰余金合計				当期末残高		-	-
当期首残高		△773,421	△980,817	純資産合計			
当期変動額		-	-	当期首残高		256,578	49,182
剰余金の配当		-	-	当期変動額		-	-
減資による繰越損失の補填		-	-	新株の発行		-	-
当期純損失・純利益		△207,395	△34,914	剰余金の配当		-	-
当期変動額合計		△207,395	△34,914	当期純損失・純利益		△207,395	△34,914
当期末残高		△980,817	△1,015,731	自己株式の処分		-	-
				株主資本以外の項目の		-	-
				当期変動額（純額）		-	-
				当期変動額合計		△207,395	△34,914
				当期末残高		49,182	14,268

2 保険金等の支払能力の充実の状況

■ ソルベンシー・マージン比率

(単位:千円)

	2024年度	2025年度
(1) ソルベンシー・マージン総額	72,161	39,824
① 純資産の部合計（社外流出予定額、評価・換算差額等及び繰延資産を除く。）	49,182	14,268
② 価格変動準備金		
③ 異常危険準備金	22,978	25,556
④ 一般貸倒引当金	-	-
⑤ その他有価証券の評価差額（税効果控除前）（99%又は100%）	-	-
⑥ 土地含み損益（85%又は100%）	-	-
⑦ 契約者配当準備金の一部（除、翌期配当所要額）	-	-
⑧ 将来利益	-	-
⑨ 税効果相当額	-	-
⑩ 負債性資本調達手段等	-	-
告示(第14号)第2条第3項第5号イに掲げるもの(⑩(a))	-	-
告示(第14号)第2条第3項第5号ロに掲げるもの(⑩(b))	-	-
⑪ 控除項目（一）	-	-
(2) リスクの合計額 $\sqrt{[R_1^2+R_2^2]+R_3+R_4}$	18,104	21,211
保険リスク相当額	13,985	17,505
R1 一般保険リスク相当額	10,997	14,447
R4 巨大災害リスク相当額	2,988	3,058
R2 資産運用リスク相当額	9,322	9,588
価格変動等リスク相当額		
信用リスク相当額	1,875	1,597
子会社等リスク相当額		
再保険リスク相当額	6,492	6,960
再保険回収リスク相当額	954	1,031
R3 経営管理リスク相当額	699	812
ソルベンシー・マージン比率 (1)/ {(1/2)×(2)}	797.1	375.5

3 取得価額または契約価額、時価および評価損損益

- 有価証券
 - ・ 該当事項はございません。
- 金銭の信託
 - ・ 該当事項はございません。

4 計算書類の会計監査人の監査

- 会計監査人監査
 - ・ 有限責任監査法人トーマツによる会計監査を受け、独立監査人の監査報告書を受領しております。